

自家用車活用事業に係るタクシーが不足する地域、時期 及び時間帯並びに不足車両数の申し出状況について

令和6年12月18日現在
九州運輸局

【タクシー事業者申出分】

県	営業区域 ※1	不足する曜日及び時間帯 ※2	不足車両数 ※3
福岡県	北九州交通圏	金・土： 16時台～翌5時台	112台
長崎県	長崎交通圏	金・土： 16時台～翌5時台	52台
長崎県	佐世保市	金・土： 16時台～翌5時台	23台
熊本県	熊本交通圏	金・土： 16時台～翌5時台	85台
大分県	別府市	金・土： 16時台～翌5時台	20台
宮崎県	宮崎交通圏	金・土： 16時台～翌5時台	48台
宮崎県	都城交通圏	金・土： 16時台～翌5時台	10台
宮崎県	小林交通圏	金・土： 16時台～翌5時台	4台
宮崎県	日向市	金・土： 16時台～翌5時台	6台
宮崎県	西都市	金・土： 16時台～翌5時台	2台
宮崎県	日南市	金・土： 16時台～翌5時台	4台
宮崎県	児湯郡	金・土： 16時台～翌5時台	4台
鹿児島県	鹿児島市	金・土： 16時台～翌5時台	74台
鹿児島県	鹿児島空港交通圏	金・土： 16時台～翌5時台	12台
鹿児島県	鹿屋交通圏	金・土： 16時台～翌5時台	6台
鹿児島県	川薩交通圏	金・土： 16時台～翌5時台	10台
鹿児島県	枕崎市	金・土： 16時台～翌5時台	1台
鹿児島県	西之表市	金・土： 16時台～翌5時台	2台
鹿児島県	熊毛郡中種子町、 南種子町	金・土： 16時台～翌5時台	2台

※1 タクシー事業者から自家用車活用事業について実施意向がある旨の申し出があった営業所が属する営業区域。

- ・北九州交通圏 : 北九州市、中間市、遠賀郡
- ・長崎交通圏 : 長崎市、西彼杵郡
- ・熊本交通圏 : 熊本市、合志市、菊池郡菊陽町、上益城郡益城町、嘉島町
- ・宮崎交通圏 : 宮崎市、東諸県郡
- ・小林交通圏 : 小林市、えびの市、西諸県郡
- ・都城交通圏 : 都城市、北諸県郡
- ・鹿児島空港交通圏 : 霧島市、始良市、始良郡
- ・鹿屋交通圏 : 鹿屋市、肝属郡東串良町
- ・川薩交通圏 : 薩摩川内市、薩摩郡さつま町

※2 タクシー事業者から実施意向がある場合として国土交通省が指定した曜日及び時間帯。

※3 各営業区域のタクシー車両数の5%（みなし車両数）。

初回はこの5割を配分し、残りの5割については以後不足車両数を見直すタイミングで一定数を各社に配分する予定。

【自治体からの申出分】

県	営業区域 ※1	不足する曜日及び時間帯 ※2		不足車両数
佐賀県	佐賀市	R6. 10. 1~11. 4	月~木・日 : 12 時台~ 23 時台	20 台
			金・土 : 12 時台~翌 5 時台	20 台
		R6. 11. 5~	金・土 : 16 時台~翌 5 時台	20 台
大分県	別府市	月~木 : 16 時台~翌 5 時台		2 台
鹿児島県	川薩交通圏 (さつま町)	月~木 : 20 時台~ 23 時台		2 台
		日 : 8 時台~ 12 時台		2 台
		日 : 20 時台~ 23 時台		2 台
鹿児島県	伊佐市	月~土 : 6 時台~ 24 時台		3 台
		日 : 8 時台~ 11 時台		2 台
		日 : 20 時台~ 23 時台		2 台

※1 タクシー車両数が不足しているとして運輸支局へ申し出た自治体が属する営業区域。

※2 営業区域内の自治体が、タクシー車両数が不足しているとして運輸支局へ申し出た曜日及び時間帯。